

2022

京都の

ゼロ災 京都

労働災害の現状



—安全・健康・快適職場をめざして—

京 都 労 働 局

令和4年5月

は し が き

労働災害による死傷者数は、多くの関係者の努力により、長期的には大きく減少しています。

京都府内の死亡者数は、昭和44年まで、100人前後で推移していましたが、近年は20人を下回り、また、休業4日以上の死傷者数は、昭和53年には6,500人を超えていましたが、平成11年に3,000人を下回り、平成20年以降は2,500人前後で推移しています。

令和3年の労働災害による死亡者数は、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害を含み、全産業で16人となり、前年の9人と比べて7人増加しました。

また、休業4日以上の死傷者数は2,840人で、前年比312人増加、12.3%増加となっています。

一方、一般健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は、令和3年は59.94%（対前年比0.74%減少）となったものの、全国平均値58.68%を上回り、脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率も高水準で推移しており、労働者の高年齢化等に伴い今後も予断を許さない状況となっています。

全国で取り組んでいる「第13次労働災害防止計画」で目指す社会は、「働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人が、より良い将来の展望を持ち得るような社会」であり、その実現のために、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要であると掲げています。

京都労働局においては、平成30年度に「第13次労働災害防止推進計画（平成30年度から令和4年度までの5年間）」を策定し、期間中の死亡者数を70名以内にとどめ、死傷者数を平成29年（2,430名）と比較して令和4年までに5%以上減少させる目標をたてましたが、目標達成は危機的な状況となっていますが、この計画達成により近づけるため、

- ① 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
 - ② 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
 - ③ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
 - ④ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
 - ⑤ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
 - ⑥ 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組
- の6点に重点を置き、最終年の労働災害防止対策を推進してまいります。

本冊子は、京都の労働災害、健康診断等の現状をとりまとめたものです。本冊子が広く関係者に活用され、働く人々の安全と健康の確保に寄与することを、心より期待します。

目次

労働災害関係

1	労働災害発生状況の推移 過去64年（昭和33年～令和3年）	3
2	年別・業種別労働災害発生状況（平成24年～令和3年）	4～5
3	令和3年労働災害発生状況（休業4日以上の死傷災害）	
3-1	業種別（対前年比較）	6
3-2	業種別・起因物別	7
3-3	業種別・事故の型別	8
3-4	監督署別（対前年比較）	9
3-5	事業場規模別	10
3-6	年齢別	10
4	死亡災害の推移 過去64年（昭和33年～令和3年）	11
5	令和3年死亡災害発生状況	
5-1	業種別・起因物別	12
5-2	業種別・事故の型別	12
6	令和3年死亡災害一覧	13

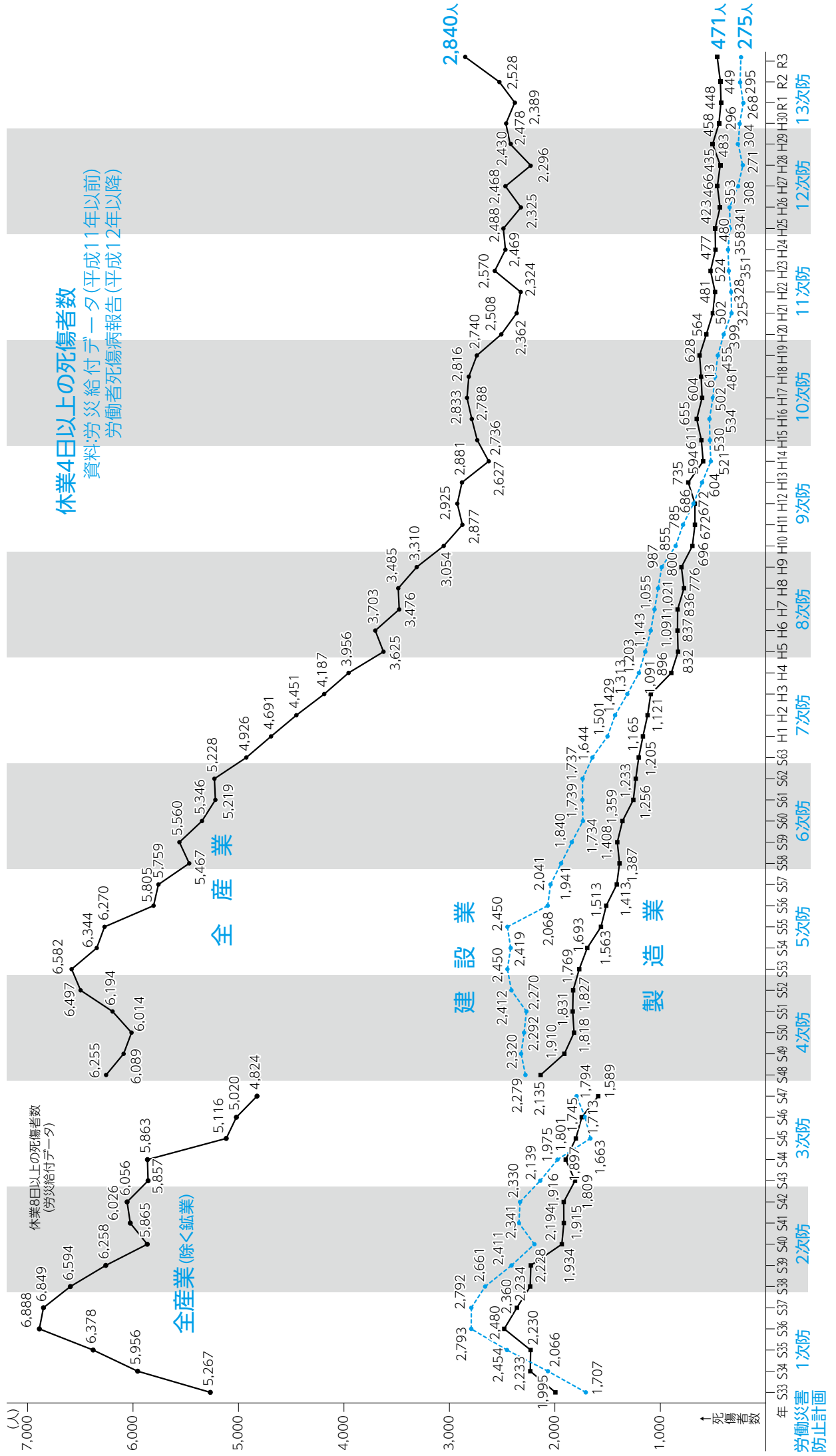
健康確保関係

7	令和3年定期健康診断実施状況（業種別）	14
8	定期健康診断の実施状況	
8-1	有所見率（%）等の推移（過去20年）	15
8-2	業種別有所見率（令和3年）	16
8-3	健診項目別有所見率（令和3年全産業）	16
9	令和3年特殊健康診断実施状況（対象業務別）	17
10	令和3年指導勸奨による特殊健康診断実施状況（対象業務別）	18

参考資料

11	京都労働局第13次労働災害防止推進計画とその進捗状況	19～20
12	職場の衛生基準が変わりました！	21
13	改正石綿障害予防規則の強化ポイント	22
14	治療と仕事の両立支援のためのガイドライン概要	23
	治療を続けながら働きつづけることに不安を持っていませんか？	24
	治療と仕事の両立支援 京都府内の相談先一覧	25
15	高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要	26～27
16	産業保健活動総合支援事業のご案内	28
17	安全衛生優良企業公表制度のあらまし	29
18	STOP! 転倒災害プロジェクト（改善事例募集中）	30
19	職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため取組の5つのポイント	31～33
20	STOP! 熱中症クールワークキャンペーン	34～35

1 労働災害発生状況の推移 1次防から過去64年（昭和33年～令和3年）



2 年別・業種別 労働災害発生状況 (平成24年～平成28年)

京都労働局

業 種 \ 年 別	24年	25年	26年	27年	28年
全 産 業	2,469 ⑪	2,488 ⑯	2,325 ⑱	2,468 ⑳	2,296 ㉘
製 造 業	477	480 ③	423 ②	466 ②	435
食 料 品 製 造 業	154	163	132	132①	143
繊維工業・繊維製品製造業	18	17	18	22	15
木材・木製品・家具等製造業	23	26	25	22①	19
パルプ・紙・印刷・製本業	40	38	47	31	29
化 学 工 業	23	18	14	30	20
窯業土石製品製造業	22	21	14	18	18
鉄鋼・非鉄金属製造業	14	14①	13	19	15
金属製品製造業	63	65①	63①	63	54
一般機械器具製造業	33	36①	34	47	23
電気機械器具製造業	24	17	14	21	30
輸送用機械等製造業	11	13	8①	16	13
電気・ガス・水道業	6	2	6	5	4
その他の製造業	46	50	35	40	52
鉱 業	3	7	6	5 ②	3
建 設 業	358 ④	341 ④	353 ③	308 ⑦	271 ②
土 木 工 事 業	85③	60②	68①	69②	47①
建 築 工 事 業	225	239②	233①	204⑤	170①
木造家屋等建築工事業	80	92	73	57①	57
その他の建設業	48①	42	52①	35	54
運 輸 業	313 ②	369 ②	405 ⑤	426 ⑤	410 ①
鉄道等・道路旅客運送業	91①	121①	134	141③	156
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	219①	246①	269⑤	283②	252①
その他の運輸交通・港湾運送業	3	2	2	2	2
農林・畜産・水産業	107 ①	92 ①	81 ①	75 ①	73 ③
林 業	60①	40①	38①	37①	36①
商 業	363 ①	361 ①	345 ⑤	339 ③	336 ①
小 売 業	271①	264①	271②	259③	232①
金 融 ・ 広 告 業	35	29	21	28	22
保 健 衛 生 業	277 ①	320	243	294	276
社 会 福 祉 施 設	195①	238	179	225	216
接 客 娯 楽 業	194 ①	175 ①	169	206	176 ①
旅 館 業	41	35	32	48	37
飲 食 店	121	110①	108	123	117①
ゴルフ場の事業	15①	14	12	12	14
清 掃 ・ と 畜 業	151	125 ②	114 ①	129	126
ビルメンテナンス業	82	78①	57	71	53
産業廃棄物処理業	33	26①	26	22	35
そ の 他	191 ①	189 ②	165 ①	192	168
警 備 業	28①	33①	30	40	31

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

2 年別・業種別 労働災害発生状況 (平成29年～令和3年)

京都労働局

業 種 \ 年 別	29年	30年	元年	2年	3年
全 産 業	2,430^{②①}	2,478^⑨	2,389^{④⑧}	2,528^⑨	2,840^{①⑥}
製 造 業	483^③	458^①	448^①	449^①	471^②
食 料 品 製 造 業	151	153	148	150	155
繊維工業・繊維製品製造業	26 ^①	15	25	8	12
木材・木製品・家具等製造業	27	18	14	25	22
パルプ・紙・印刷・製本業	39	26	29 ^①	22	35 ^①
化 学 工 業	24	29	30	31	21
窯業土石製品製造業	16 ^②	13	10	14	18
鉄鋼・非鉄金属製造業	9	11	16	12	11
金属製品製造業	63	46	58	60	57
一般機械器具製造業	37	45	44	42 ^①	56
電気機械器具製造業	27	28	30	25	25
輸送用機械等製造業	18	21 ^①	13	9	12
電気・ガス・水道業	0	2	2	4	3
その他の製造業	46	51	29	47	44 ^①
鉱 業	8	2	1	6^①	3^①
建 設 業	304^⑩	296^③	268^⑦	295^②	275^①
土 木 工 事 業	67 ^③	50 ^①	48 ^①	62 ^①	50
建 築 工 事 業	187 ^⑥	202 ^②	160 ^⑥	169 ^①	169
木造家屋等建築工事業	45	57	33 ^①	42	38
その他の建設業	50 ^①	44	60	64	56 ^①
運 輸 業	412^④	430^①	369^①	378^②	433^②
鉄道等・道路旅客運送業	135 ^①	129	117 ^①	74	85
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	275 ^③	300 ^①	250	303 ^②	348 ^②
その他の運輸交通・港湾運送業	2	1	2	1	0
農林・畜産・水産業	65	77	64	62	59^①
林 業	26	30	26	23	20 ^①
商 業	331^②	363^④	358^①	369^②	397^②
小 売 業	257 ^②	248 ^①	254 ^①	253 ^①	302 ^①
金 融 ・ 広 告 業	22	23	32	32	26
保 健 衛 生 業	272	288	317	459^①	650
社 会 福 祉 施 設	211	214	232	317 ^①	414
接 客 娯 楽 業	187	223	194	171	179
旅 館 業	42	43	38	28	33
飲 食 店	118	136	114	113	107
ゴルフ場の事業	9	15	18	13	20
清 掃 ・ と 畜 業	153^①	121	119^①	117	124^③
ビルメンテナンス業	72 ^①	55	53	70	75 ^①
産業廃棄物処理業	30	30	27 ^①	21	29 ^②
そ の 他	193^①	197	219^{③⑦}	190	223^④
警 備 業	28 ^①	32	32 ^①	46	48 ^③

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

3-1 令和3年労働災害発生状況 業種別 (対前年比較)

京都労働局

業種	区分	休業4日以上之死傷災害				死亡災害		
		3年	2年	対前年増減	増減率(%)	3年	2年	対前年増減
全産業		2,840	2,528	312	12.3	16	9	7
製造業		471	449	22	4.9	2	1	1
食料品製造業		155	150	5	3.3			
繊維工業・繊維製品製造業		12	8	4	50.0			
木材・木製品・家具等製造業		22	25	-3	-12.0			
パルプ・紙・印刷・製本業		35	22	13	59.1	1		1
化学工業		21	31	-10	-32.3			
窯業土石製品製造業		18	14	4	28.6			
鉄鋼・非鉄金属製造業		11	12	-1	-8.3			
金属製品製造業		57	60	-3	-5.0			
一般機械器具製造業		56	42	14	33.3		1	-1
電気機械器具製造業		25	25	±0	±0			
輸送用機械等製造業		12	9	3	33.3			
電気・ガス・水道業		3	4	-1	-25.0			
その他の製造業		44	47	-3	-6.4	1		1
鉱業		3	6	-3	-50.0	1	1	
建設業		275	295	-20	-6.8	1	2	-1
土木工事業		50	62	-12	-19.4		1	-1
建築工事業		169	169	±0	±0		1	-1
木造家屋等建築工事業		38	42	-4	-9.5			
その他の建設業		56	64	-8	-12.5	1		1
運輸業		433	378	55	14.6	2	2	
鉄道等・道路旅客運送業		85	74	11	14.9			
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		348	303	45	14.9	2	2	
その他の運輸交通・港湾運送業		0	1	-1	-100.0			
農林・畜産・水産業		59	62	-3	-4.8	1		1
林業		20	23	-3	-13.0	1		1
商業		397	369	28	7.6	2	2	
小売業		302	253	49	19.4	1	1	
金融・広告業		26	32	-6	-18.8			
保健衛生業		650	459	191	41.6		1	-1
社会福祉施設		414	317	97	30.6		1	-1
接客娯楽業		179	171	8	4.7			
旅館業		33	28	5	17.9			
飲食店		107	113	-6	-5.3			
ゴルフ場の事業		20	13	7	53.8			
清掃・と畜業		124	117	7	6.0	3		3
ビルメンテナンス業		75	70	5	7.1	1		1
産業廃棄物処理業		29	21	8	38.1	2		2
その他		223	190	33	17.4	4		4
警備業		48	46	2	4.3	3		3

資料：休業4日以上之死傷者数は労働者死傷病報告による。死亡者数は死亡災害報告による。

3-3 令和3年 労働災害発生状況 業種別・事故の型別

業種	事故の型	墜落	転倒	激突	落飛	倒崩	激突	巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	物と高温・低温の接触	有害物の接触等	感電	爆発	破裂	火災	(交通) (道路事故)	(交通) (その他)	無理な反動	その他	合計
全産業		421④	613	117	114	50①	108③	217③	128	6	49	13	13	1	220④	1	450	332①	2,840⑥			
製造業		59①	80	17	31	8	24	108①	33	1	10	4	4		12		61	23	471②			
食料製造業		15	39	6	1	1	7	32	11		8	3			2		14	16	155			
繊維製品製造業		2	2		1		2	2	2		1						2		12			
木材・木製品・家具等製造業		1	2	1	1	1	2	6	5								2	1	22			
パルプ・紙・印刷・製本業		3①	4	2	3	2	1	14	2						1		5		35①			
化学工業		3	3	1	2	1	1	5	1			1					5		21			
業士石製品製造業		3	2	1	2	2	1	7	1								1		18			
鉄鋼・非鉄金属製造業		7	4	3	7	2	2	18	4		1						9	2	57			
金属製品製造業		10	4	2	4	3	5	8	5						4		9	2	56			
一般機械器具製造業		1	8		3		2	3	1								5	2	25			
電気機械器具製造業		3	3	1	3		1	3	1						1		1	2	12			
輸送用機械等製造業		1	1							1							1	1	3			
電気・ガス・水道業		10	10	2	4		1	5①	1	1					4		6		44①			
その他の製造業		1	1					1①											3①			
建設業		104	22	9	27	15①	10	15	26	4	1	2		7		21	12	275①				
土木工事業		18	3	2	9	2	2	3	4	1							3	3	50			
建築工事業		67	14	5	12	8	7	10	16	2	1	1		5		13	8	169				
木造家屋等建築工事業		15	2		3	3		1	6					2		3	3	38				
その他の建設業		19	5	2	6	5①	1	2	6	1		1		2		5	1	56①				
運輸業		74	68	33	18	16	18	28	3		4			48①	1	89	33①	433②				
鉄道等・道路旅客運送業		3	16	7			4	4			1			29	1	11	9	85				
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		71	52	26	18	16	14	24	3		3			19①		78	24①	348②				
その他の運輸交通・港湾運送業																						
農林・畜産・水産業		14	6	3	5		8①	6	7					1		9		59①				
林業		3	4	1	2		4①	1	3							2		20①				
商業		57	125	14	10	5	12	24①	22		6	1		34①		73	13	397②				
小売業		37	101	11	6	4	8	16	18		5	1		29①		58	7	302①				
金融・広告業		7	3		2			1						9		4		26				
保健衛生業		33	149	19	5	2	16	7	6		3	3		46		128	233	650				
社会福祉施設		23	106	17	4	1	9	5	5		3	3		42		98	98	414				
接客娯楽業		16	53	7	7	1	8	4	23		23	1		9		23	4	179				
旅館		5	16	1				1			2					7	1	33				
飲食店		6	25	4	4	1	2	1	22		21	1		9		9	2	107				
ゴルフ場の事業		2	7	2	2		1	2								3	1	20				
清掃・と畜業		24②	42	4	2		5①	15	5		1	1		3		15	7	124③				
ビルメンテナンス業		16①	37	3			1	5	1		1			2		11	4	75①				
産業廃棄物処理業		7①	2		2		4①	5	2							1	4	29②				
その他の業		32①	64	11	7	3	7①	8	3	1	1	1		51②		27	7	223④				
警備業		3	22	1	1	1	1①	2						13②		4		48③				

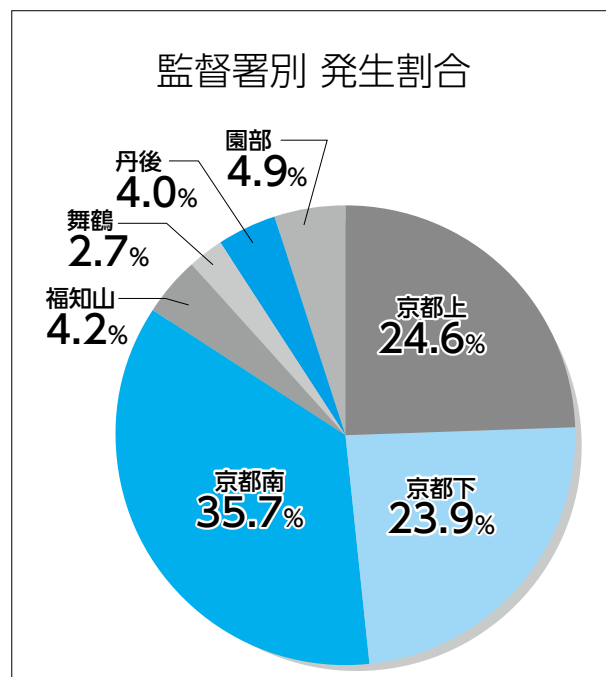
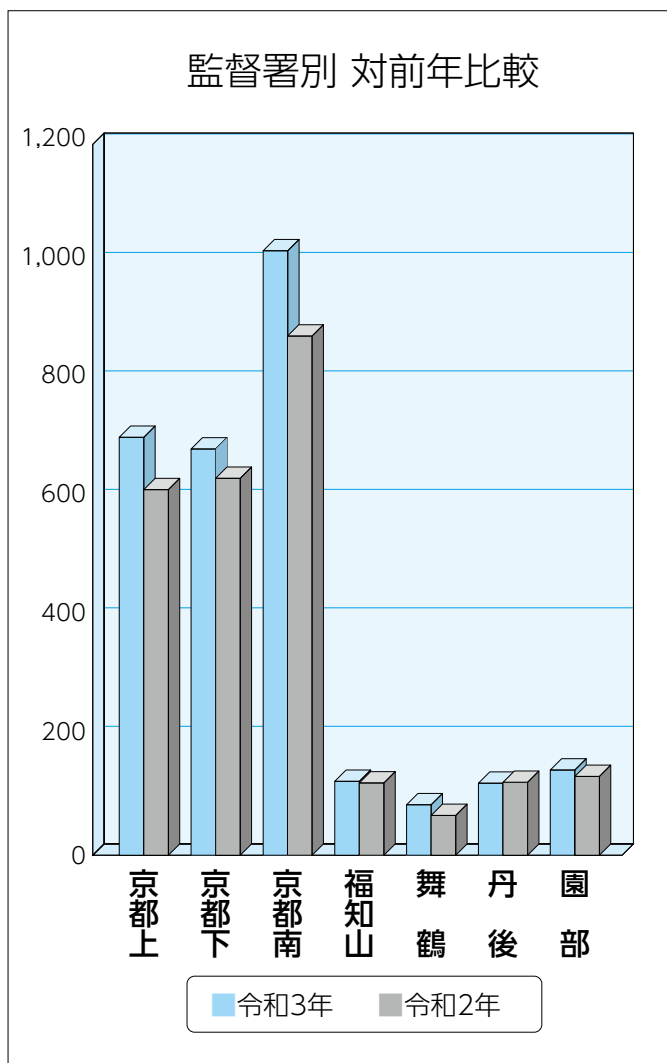
資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

3-4 労働災害発生状況 監督署別 (対前年比較)

京都労働局

	休業4日以上の死傷災害					
	令和3年		令和2年		増減数・率	
	死傷災害	構成比(%)	死傷災害	構成比(%)	増減数	増減率(%)
京都労働局	2,840^⑬	100.0%	2,528^⑨	100.0%	312^⑦	12.3%
京 都 上	699 ^①	24.6%	609 ^③	24.1%	90- ^②	14.8%
京 都 下	678 ^④	23.9%	630	24.9%	48 ^④	7.6%
京 都 南	1,013 ^⑩	35.7%	868 ^③	34.3%	145 ^⑦	16.7%
福 知 山	119	4.2%	117 ^①	4.6%	2- ^①	1.7%
舞 鶴	78	2.7%	61 ^①	2.4%	17- ^①	27.9%
丹 後	115	4.0%	116 ^①	4.6%	-1- ^①	-0.9%
園 部	138 ^①	4.9%	127	5.0%	11 ^①	8.7%

※休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。○数字は死亡災害報告による死亡者数。



3-5 労働災害発生状況 事業場規模別

京都労働局

業種 \ 規模	～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人～	合 計
全 産 業	482④	685②	396③	423②	568④	286①	2,840⑬
製 造 業	76	104	59①	75	116①	41	471②
鉱 業	2①	1	0	0	0	0	3①
建 設 業	171	86	12①	3	2	1	275①
運 輸 業	23①	87	89	80	112①	42	433②
農林・畜産・水産業	31①	19	9	0	0	0	59①
商 業	65①	115①	47	65	69	36	397②
金 融・広 告 業	2	9	2	1	3	9	26
保 健 衛 生 業	42	121	89	118	158	122	650
接 客 娯 楽 業	23	76	35	27	18	0	179
清 掃・と 畜 業	27	30①	18①	10	23	16①	124③
そ の 他	20	37	36	44②	67②	19	223④

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

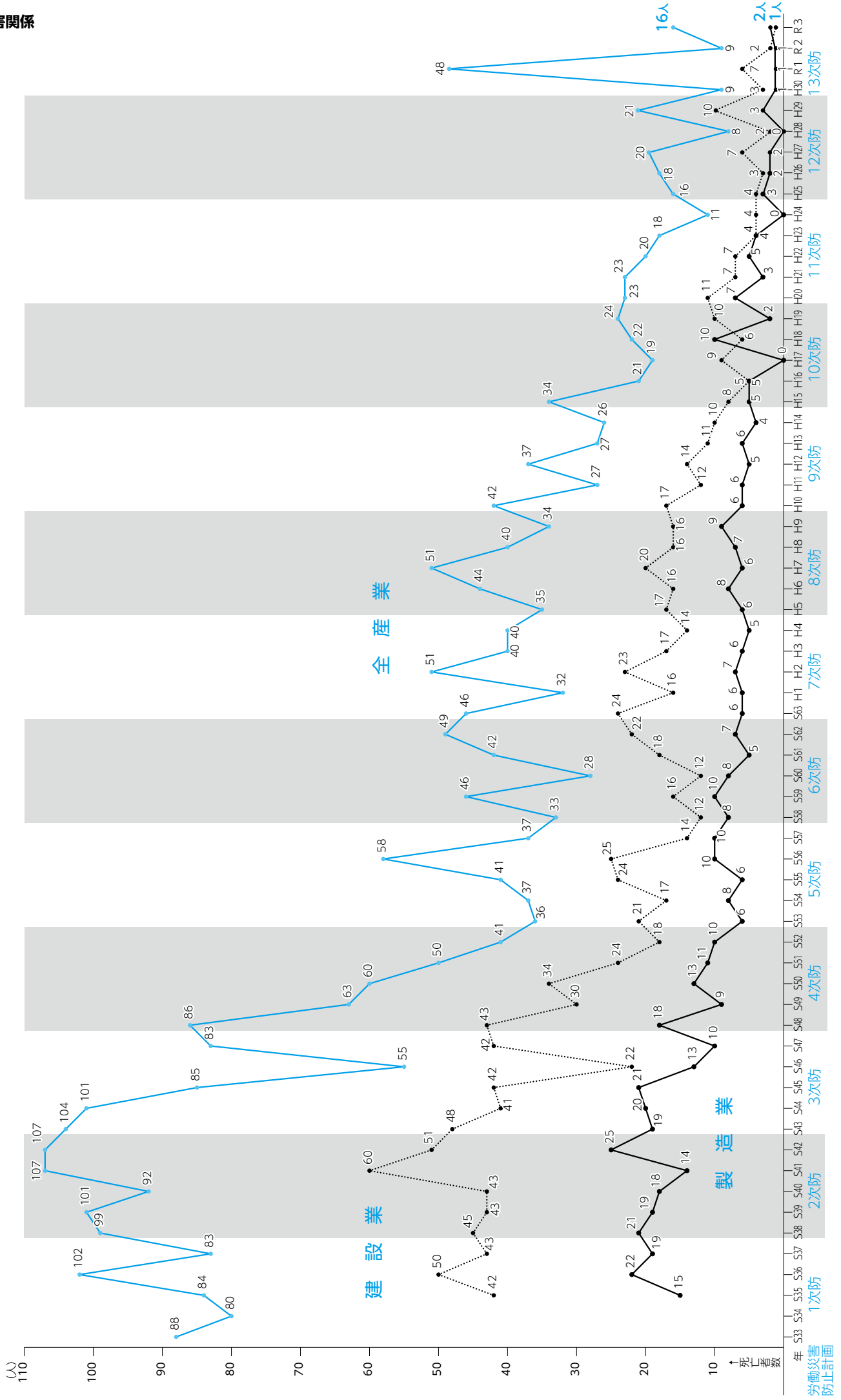
3-6 労働災害発生状況 年齢別

京都労働局

業種 \ 年齢	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	合 計
全 産 業	48	426①	335	618③	702⑥	711⑥	2,840⑬
製 造 業	3	79	50	102	140②	97	471②
鉱 業	0	0	1	1①	1	0	3①
建 設 業	6	48	48	80	40①	53	275①
運 輸 業	7	54①	55	105	133①	79	433②
農林・畜産・水産業	1	15	10	17	9	7①	59①
商 業	10	60	41	75①	98	113①	397②
金 融・広 告 業	0	7	1	7	4	7	26
保 健 衛 生 業	2	89	81	137	176	165	650
接 客 娯 楽 業	16	40	14	27	25	57	179
清 掃・と 畜 業	0	8	11	19	20②	66①	124③
そ の 他	3	26	23	48①	56	67③	223④

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

4 死亡災害の推移 1次防から過去64年（昭和33年～令和3年）



5-1 令和3年死亡災害発生状況 業種別・起因物別

京都労働局

業種	動力機械							物上げ装置・運搬機械			その他の装置等							仮設物・建築物・構築物等	物質・材料 危険物・有害物等	環境等	その他	合計
	原動機	動力伝導機構	木材加工用機械	建設用機械	金属加工用機械	一般動力機械	車両系木材伐出機械等	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉・釜等	電気設備	人力機械工具等	用具					
全産業			2		1			7								1	2	1	1	1	16	
製造業							1										1				2	
鉱業					1																1	
建設業																		1			1	
運輸業							1													1	2	
農林・畜産・水産業																			1		1	
商業							2														2	
接客娯楽業																						
清掃・と畜業			1				1										1				3	
その他				1			2								1						4	
2年			1	2			2	1									2				1	9
元年				2				1						1	1	1	5	36		1		48
30年							4	1									3			1		9

資料：死亡災害報告

5-2 令和3年死亡災害発生状況 業種別・事故の型別

京都労働局

業種	事故の型														その他	合計	2年	元年	30年						
	転落	転倒	激突	落飛	倒崩	激突	巻き込まれ	はさまれ	こ切	踏み抜き	おぼれ	物との接触	高温・低温	有害物						感電	爆発	破裂	火災	(交通事 道事故)	(その他)
全産業	4				1	3	3												4		1	16	9	48	9
製造業	1					1																2	1	1	1
鉱業						1																1	1		
建設業					1																	1	2	7	3
運輸業																		1			1	2	2	1	1
農林・畜産・水産業						1																1			
商業							1											1				2	2	1	4
接客娯楽業																									
清掃・と畜業	2					1																3		1	
その他	1					1												2				4	1	37	
2年	3					1	1	1										2			1	9			
元年	5			2	1	1					1						36	2				48			
30年	3				1		2											3				9			

資料：死亡災害報告

6 令和3年 死亡災害一覧

京都労働局

No.	災害発生月時	業種	起因物	事故の型	被災者概要 事業場規模	災害の概要
1	2月 11時	製造業 (紙加工品製造業)	仮設物、建築物、 構築物等 (屋根、はり、 もや、けた、合掌)	墜落、転落	男50代 100～299人	屋根樋の枯葉清掃作業中、樹脂製の灯り 取りに乗ったため割れ、墜落(高さ5.3 m)した。
2	2月 8時	その他 (警備業)	動力運搬機 (トラック)	激突され	男60代 1～9人	堤防強化工事現場において、運搬路上で 携帯電話中、盛土搬入のため、後進中の ダンプトラックに激突された。
3	2月 5時	商業 (新聞販売業)	動力運搬機 (トラック)	交通事故 (道路)	男70代 10～49人	原動機付自転車で新聞配達中、交差点で 普通貨物自動車と衝突した。
4	3月 14時	林業 (木材伐出業)	環境等 (立木等)	激突され	男70代 1～9人	チェーンソーで立木(樹高17.7m、胸高 直径0.19m)を伐採中、伐倒木が谷側に 倒れ、跳ね返り激突した。
5	5月 8時	製造業 (自動車整備業)	動力運搬機 (トラック)	はさまれ、 巻き込まれ	男50代 10～49人	道路側溝に脱輪したパッカー車をジャッ キで救助作業中、パッカー車と地面との 間に胸部を挟まれた。
6	5月 14時	教育研究業 (その他の教育研究業)	用具 (はしご等)	墜落、転落	男40代 50～99人	キャンパス中庭において、三脚脚立を使用 して樹木の剪定作業中、脚立(高さ約 3.0m)より落下した。
7	5月 17時	清掃業 (ビルメンテナンス業)	仮設物、建築物、 構築物等 (屋根、はり、 もや、けた、合掌)	墜落、転落	男60代 300～999人	ビル管理、警備業務中、建屋屋上(高さ 約30.0m)から墜落した。
8	5月 3時	運輸業 (一般貨物自動車運送業)	動力運搬機 (トラック)	交通事故 (道路)	男20代 1～9人	4tトラックで国道走行中、対向車線に 入り、対向の20tトレーラーと正面衝突 した。
9	6月 12時	その他 (警備業)	建設機械等 (高所作業車)	交通事故 (道路)	男60代 100～299人	後進中の高所作業車に激突され、下敷き となった。
10	6月 15時	鉱業 (砂利採取業)	一般動力機械 (混合機、粉碎機)	はさまれ、 巻き込まれ	男40代 10～49人	ダート製造用の仮設プラントにおいて、 攪拌機の清掃作業中、回転部に巻き込ま れた。(出張作業：滋賀県)
11	7月 7時	商業 (その他の卸売業)	動力運搬機 (トラック)	はさまれ、 巻き込まれ	男40代 1～9人	後進中の4tダンプと停車中の3tダンプ との間に立っていたところ挟まれた。
12	8月 1時	その他 (警備業)	動力運搬機 (トラック)	交通事故 (道路)	男60代 100～299人	土砂崩れによる復旧工事において、道路 通行止めの警備業務中、トラックにはね られた。
13	8月 0時	運輸業 (一般貨物自動車運送業)	その他の起因物 (その他の起因物)	その他	男50代 100～299人	新型コロナウイルス感染症の罹患によ り、入院治療中に死亡した。
14	10月 17時	建設業 (機械器具設置工事業)	材料 (その他の材料)	崩壊、倒壊	男50代 10～49人	下水浄化設備工事現場において、排水ポ ンプの吸込弁(約3.5トン)の移動のため、 転倒防止用ベルトを取外し中、吸込 み弁が倒れ、その下敷きとなった。
15	11月 19時	清掃業 (産業廃棄物処理業)	建設機械等 (整地・運搬・ 積み込み用機械)	激突され	男50代 10～49人	産業廃棄物中間処理施設において、10 tダンプの洗車作業中、後進中のトラク ター・ショベルにひかれた。(2名被災 1名死亡)
16	12月 3時	清掃業 (産業廃棄物処理業)	動力運搬機 (トラック)	墜落、転落	男50代 10～49人	貨物自動車の荷台(積み荷のゴミ)上で 荷下ろしのため、シート外し作業中、墜 落(高さ3.5m)した。

全産業 16

【製造業 2 鉱業 1 建設業 1 運輸業 2 農林業 1 商業 2 その他 7】

7 令和3年 定期健康診断実施状況（業種別）

京都労働局

業種	区分	健診実施 事業場数	受診者数	所見のあった者		
				人数	有所見率 (%)	全国有所見率 (%)
全産業		2,477	252,971	151,619	59.94	58.68
製造業		648	75,015	43,769	58.35	57.26
食品製造		124	14,022	8,226	58.66	58.91
繊維工業		11	618	358	57.93	58.15
衣服・繊維		7	459	303	66.01	59.24
木材・木製		4	433	265	61.20	61.67
家具・装備		2	96	68	70.83	60.81
パルプ等		13	817	454	55.57	61.68
印刷・製本		50	3,913	2,179	55.69	60.03
化学工業		67	7,027	3,971	56.51	56.30
窯業・土石		19	2,015	1,374	68.19	61.18
鉄鋼業		7	338	227	67.16	53.84
非鉄金属		7	528	342	64.77	57.60
金属製品		41	3,391	1,961	57.83	60.74
一般機器		99	13,480	7,577	56.21	56.51
電気機器		99	16,767	9,728	58.02	57.20
輸送機器		31	5,466	2,964	54.23	52.33
電気・ガス		15	1,971	1,567	79.50	67.39
他の製造		52	3,674	2,205	60.02	59.27
鉱業		1	49	34	69.39	68.01
建設業		40	3,086	1,993	64.58	64.72
土木工事		7	477	353	74.00	70.90
建築工事		18	1,386	814	58.73	61.91
他の建設		15	1,223	826	67.54	64.48
運輸交通業		219	18,930	13,030	68.83	66.38
鉄道等		30	3,224	1,613	50.03	48.12
道路旅客		84	8,714	6,772	77.71	74.94
道路貨物		105	6,992	4,645	66.43	67.08
他の運輸		0	0	0	0.00	51.27
貨物取扱業		29	1,720	1,031	59.94	62.81
陸上貨物		28	1,681	1,006	59.85	62.66
港湾運送		1	39	25	64.10	63.51
農林業		0	0	0	0.00	66.06
畜産・水産業		0	0	0	0.00	62.41
商業		406	32,480	19,823	61.03	60.77
金融・広告業		61	9,921	5,815	58.61	56.66
映画・演劇業		9	208	128	61.54	54.76
通信業		31	5,080	3,057	60.18	59.99
教育・研究業		145	23,789	14,258	59.94	58.67
保健衛生業		415	44,297	24,816	56.02	54.22
接客娯楽業		151	6,288	3,456	54.96	60.26
清掃・と畜業		68	4,999	3,883	77.68	69.98
官公署		1	69	59	85.51	63.40
他の事業		253	27,040	16,467	60.90	58.80

資料：定期健康診断結果報告

(注) 1 「健診実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。

2 「所見のあった者」の人数は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数である。

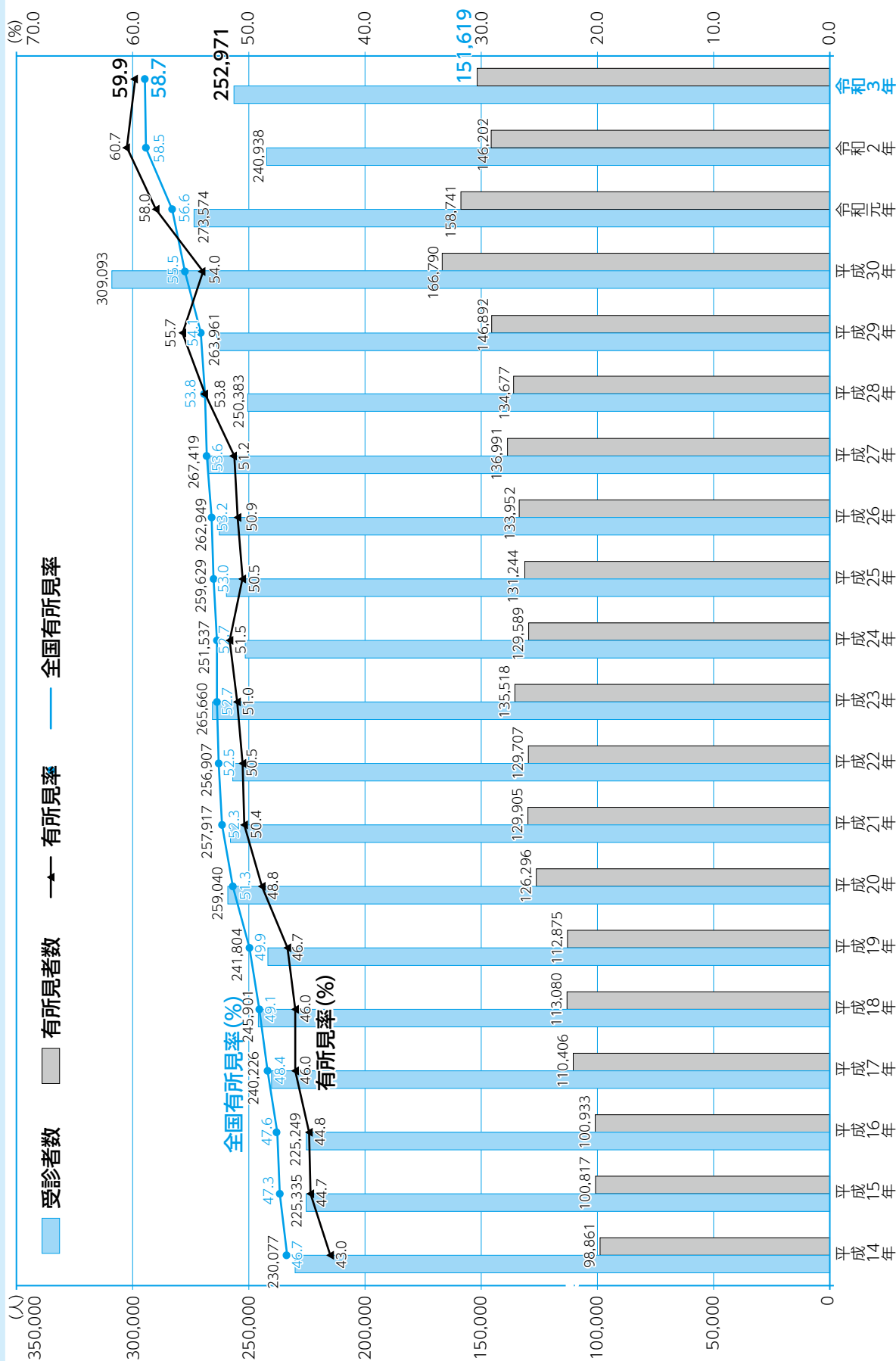
3 「有所見率」は、所見のあった人数(他覚所見のみを除く)を受診者で割った値である。

4 この表に掲載の数値はすべて未確定値である(以下、項目10(18ページ)まで同様)。

8 定期健康診断の実施状況

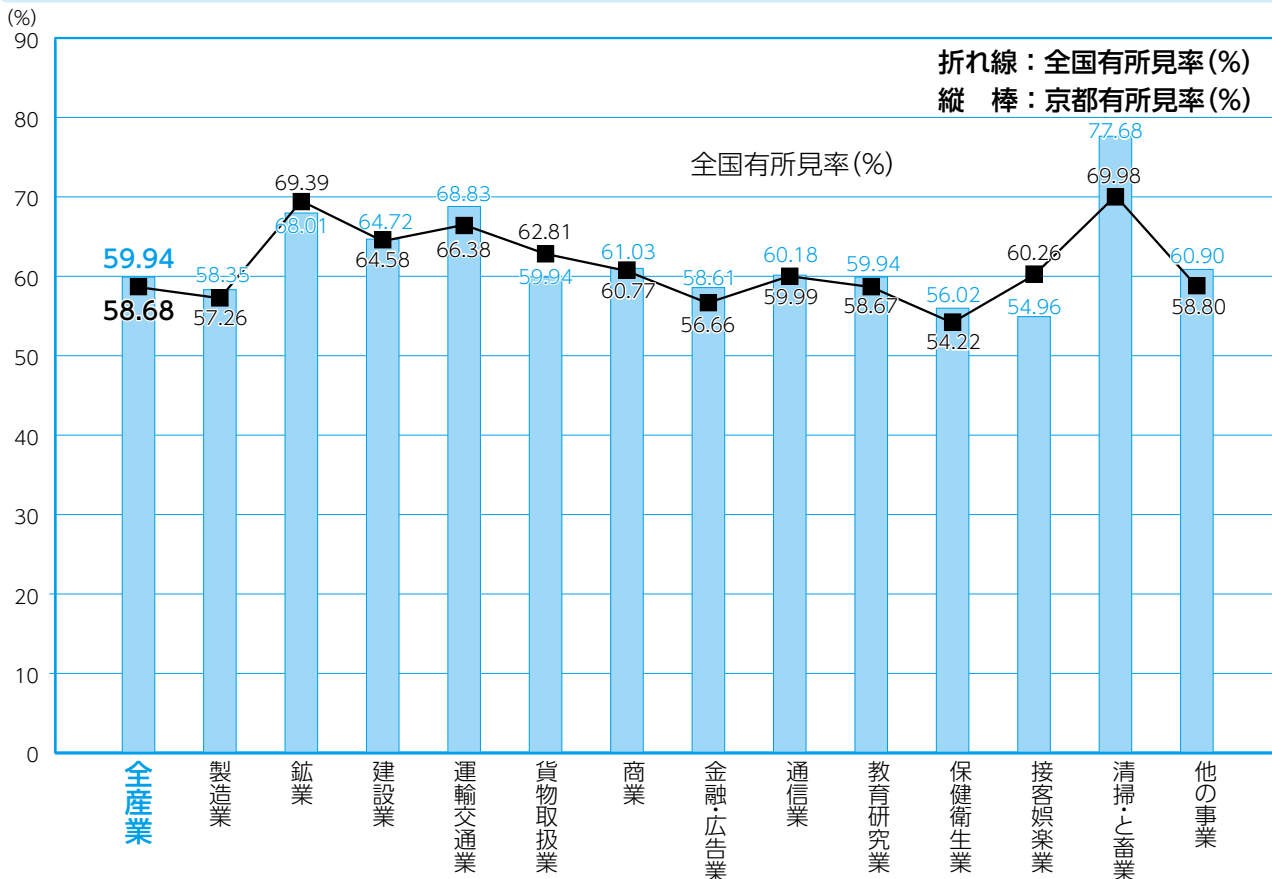
令和3年の定期健康診断の有所見率は59.94%で、全国有所見率を1.26%上回った。検査項目別では生活習慣病に関連する「血中脂質」「血圧」「肝機能」の順に有所見率が特に高い。

8-1 定期健康診断有所見率 (%) 等の推移 (過去20年間)



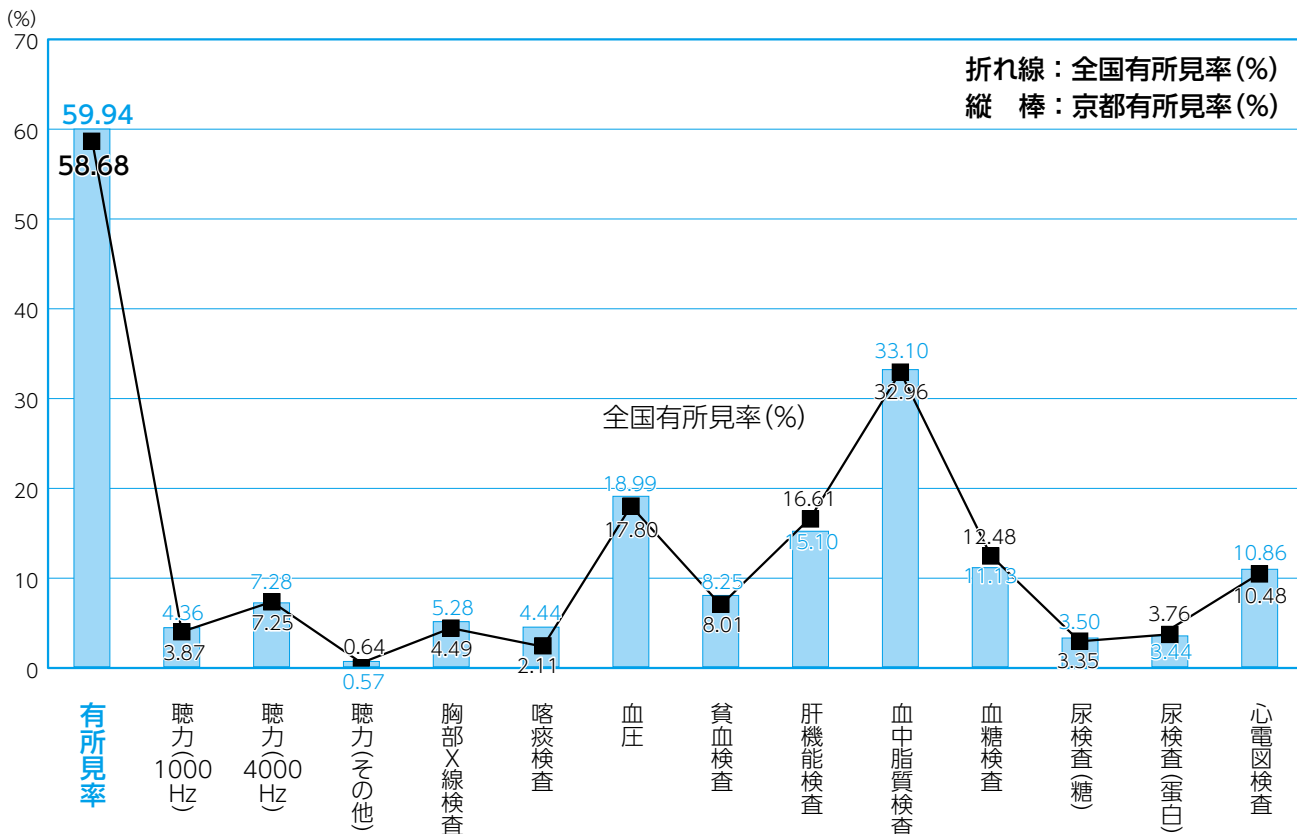
資料：定期健康診断結果報告

8-2 定期健康診断 業種別 有所見率 (%) (令和 3 年)



資料：定期健康診断結果報告（全国有所見率は未確定値）

8-3 定期健康診断 健診項目別 有所見率 (%) (令和 3 年全産業)



資料：定期健康診断結果報告（全国有所見率は未確定値）

9 令和3年 特殊健康診断実施状況 (対象業務別)

京都労働局

対象業務	区分	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者 有所見率(全国)
				人数	有所見率(%)	
特殊健康診断合計		2,098	45,734	1,666	3.64	3.53
有機溶剤		853	15,283	674	4.41	3.60
鉛		102	2,189	39	1.78	1.40
四アルキル鉛		0	0	0	0.00	8.89
電離放射線		326	8,116	754	9.29	9.29
除染電離放射線		0	0	0	0.00	7.48
高気圧		4	50	22	44.00	4.67
特定化学物質		723	18,939	177	0.93	1.67
ビス(クロロメチル)エーテル		1	5	0	0.00	0.00
塩素化ビフェニル		7	89	0	0.00	0.57
ジアニジン		1	2	0	0.00	1.30
ベリリウム		12	67	0	0.00	0.97
アクリルアミド		32	162	0	0.00	1.37
アクリロニトリル		7	59	0	0.00	0.93
アルキル水銀化合物		3	7	0	0.00	0.47
エチレンイミン		2	11	0	0.00	0.79
塩化ビニル		1	9	0	0.00	2.10
塩素		22	410	0	0.00	0.34
カドミウム		8	49	0	0.00	3.60
クロム酸		63	541	13	2.40	1.35
クロロメチルメチルエーテル		3	3	0	0.00	0.62
五酸化バナジウム		3	108	1	0.93	3.88
コールタール		11	260	0	0.00	0.52
シアン化カリウム		22	221	0	0.00	1.27
シアン化水素		6	76	0	0.00	0.57
シアン化ナトリウム		19	198	0	0.00	1.55
3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン		12	145	2	1.38	2.89
臭化メチル		4	57	0	0.00	1.30
重クロム酸		28	296	0	0.00	1.74
水銀		26	89	1	1.12	2.10
トリレンジイソシアネート		16	149	0	0.00	0.98
ニッケルカルボニル		1	1	0	0.00	0.31
パラニトロクロロベンゼン		1	1	0	0.00	0.35
弗化水素		66	1,060	3	0.28	0.42
ベンゼン		36	187	4	2.14	2.19
ペンタクロロフェノール		1	35	0	0.00	0.81
マゼンタ		1	1	0	0.00	1.47
マンガン		79	1,158	15	1.30	0.88
沃化メチル		8	16	0	0.00	0.88
硫化水素		12	58	0	0.00	0.32
硫酸ジメチル		9	32	1	3.13	2.23
ニッケル化合物		53	1,142	0	0.00	0.38
砒素		24	335	3	0.90	0.79
酸化プロピレン		8	60	1	1.67	0.29
1・1-ジメチルヒドラジン		2	2	1	50.00	1.67
インジウム及びその化合物		42	460	7	1.52	1.42
エチルベンゼン		295	1,893	13	0.69	0.86
コバルト及びその無機化合物		85	1,632	11	0.67	0.41
1・2-ジクロロプロパン		2	27	0	0.00	12.72
クロロホルム		88	1,052	26	2.47	4.78
四塩化炭素		13	103	1	0.97	3.97
1・4-ジオキサン		39	150	2	1.33	4.66
1・2-ジクロロエタン		24	109	4	3.67	4.64
ジクロロメタン		126	1,367	19	1.39	6.59
ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト		2	10	0	0.00	1.65
スチレン		104	575	25	4.35	7.88
1・1・2・2-テトラクロロエタン		3	25	0	0.00	3.37
テトラクロロエチレン		20	54	3	5.56	8.77
トリクロロエチレン		26	113	2	1.77	6.04
メチルイソブチルケトン		160	1,271	7	0.55	0.91
ナフタレン		40	193	1	0.52	1.51
リフラクトリーセラミックファイバー		28	710	2	0.28	0.95
オルトトルイジン		5	19	0	0.00	0.58
三酸化ニアンチモン		19	150	0	0.00	0.55
溶接ヒューム		178	1,925	9	0.47	0.86
石綿(アスベスト)		90	1,157	0	0.00	0.80

資料：各特殊健康診断結果報告

(注) 特定化学物質欄の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。

10 令和3年 指導勸奨による特殊健康診断実施状況(対象業務別)

京都労働局

区分 対象業務	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者
			人数	有所見率(%)	有所見率(全国)
指導勸奨特殊健診 合計	385	22,028	1,747	7.93	9.21
紫外線・赤外線	43	995	0	0.00	2.49
騒音作業	145	5,770	322	5.58	12.57
マンガン等 (塩基性酸化マンガンに限る)	1	2	0	0.00	1.77
黄りん	1	1	0	0.00	0.08
有機りん剤	2	3	0	0.00	2.55
二硫化炭素 (有機則適用以外に限る)	1	76	3	3.95	10.78
脂肪族の塩化又は臭化化合物	2	3	0	0.00	9.03
アルキル水銀化合物	1	1	0	0.00	25.93
よう素	2	8	0	0.00	3.20
米杉等	1	41	0	0.00	0.00
メチレンジフェニルイソシアネート	6	56	0	0.00	0.38
チェーンソー	5	48	13	27.08	14.19
チェーンソー以外(振動)	8	409	7	1.71	6.40
重量物取扱い作業等 (介護作業等)	160	8,418	893	10.61	19.30
引金付工具(頸肩腕)	9	335	7	2.09	3.25
VDT作業	54	4,957	500	10.09	7.09
レーザー機器	46	905	2	0.22	3.71

資料：指導勸奨による健康診断結果報告

(注) 指導勸奨特殊健診 合計の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。京都局で報告のなかった健診の種類は割愛してあります。

11 京都労働局第13次労働災害防止推進計画とその進捗状況

～労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて～

働く方々の一人ひとりがかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中で、従来からある単線型のキャリアパスを前提とする働き方だけでなく、正規・非正規といった雇用形態の違い、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければならない。さらに、就業構造の変化等に対応した、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

計画期間

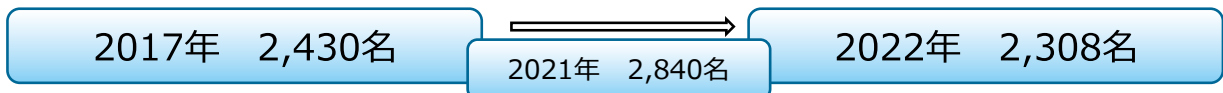
2018年度から2022年度までの5か年

計画目標

- 12次防期間内と比較して、本推進計画期間内の死亡者数を15%以上減少させる。



- 2017年と比較して、2022年までに休業4日以上の死傷者数を5%以上減少させる。



- 重点とする業種の目標

表1 業種別目標（死亡災害）

	12次防期間		13次防期間
建設業	26名	⇒	22名
製造業	10名	⇒	8名
林業	4名	⇒	3名

表2 業種別目標（死傷災害）

	2017年		2022年
陸上貨物運送事業	267名	⇒	減少させる
小売業	248名	⇒	減少させる
社会福祉施設	204名	⇒	減少させる
飲食店	113名	⇒	減少させる

- 上記以外の目標については、以下のとおりとする。

- ①メンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者50人以上の事業場の割合を90%以上（ストレスチェックに取り組んでいる事業場83.9%：2017集計）とする。
- ②保健衛生業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに減少させる。
- ③本推進計画期間の職場での熱中症による死傷者数を12次防期間と比較して、減少させる。

計画の重点事項

○ 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- ① 建設業における墜落・転落災害等の防止
- ② 製造業における施設、設備機械等に起因する災害等の防止
- ③ 林業における伐木等作業の安全対策

○ 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- ① 労働者の健康確保対策の強化（健康確保措置の推進・産業保健機能の強化）
- ② 過重労働による健康障害防止対策の推進
- ③ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進
- ④ 雇用形態の違いにかかわらず安全衛生の推進
- ⑤ 副業・兼業、テレワークへの対応
- ⑥ 過労死等の実態解明と防止対策に関する研究の実施

○ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- ① 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応
（第三次産業・陸運業・転倒災害・腰痛・熱中症・交通労働災害・見える化）
- ② 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止
- ③ 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応
- ④ 技術革新への対応

○ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

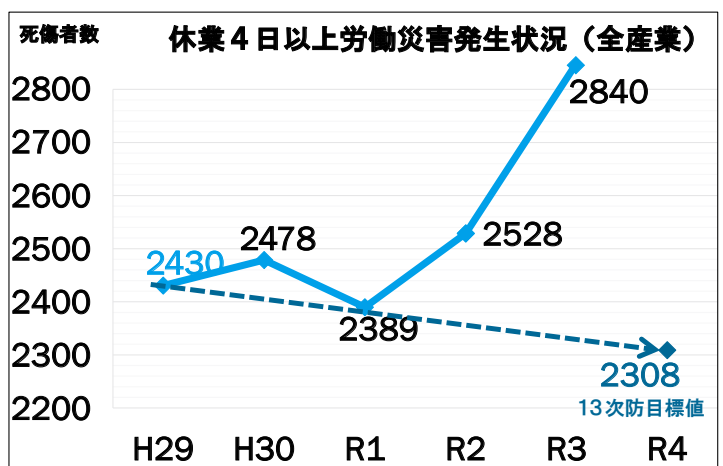
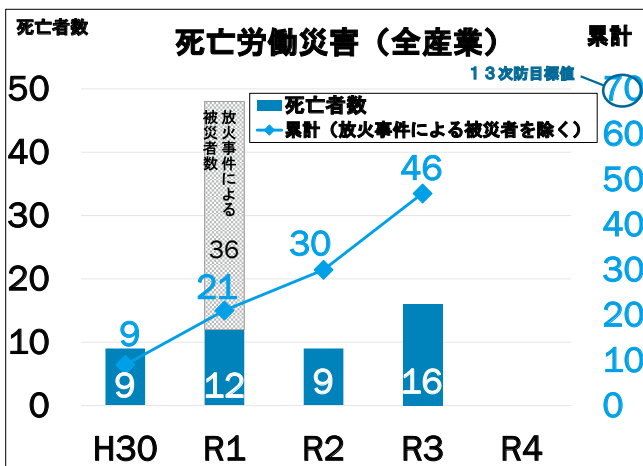
- ① 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
- ② 脊髄に損傷を負った労働者等の職場復帰支援

○ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ① 化学物質による健康障害防止対策
- ② 石綿による健康障害防止対策
- ③ 受動喫煙防止対策
- ④ 電離放射線による健康障害防止対策
- ⑤ 粉じん障害防止対策

○ 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組

- ① 労働災害防止団体等の活動の促進
- ② 関係行政機関との連携



12 職場の労働衛生基準が変わりました！

～ 照度、便所、救急用具等の改正 ～

1 照度の基準（事務所則第10条）

事務作業の区分を見直し、基準を引き上げました。※事務所のみ改正 【令和4年12月1日施行】

作業の区分	基準	作業の区分	基準
精密な作業	300ルクス以上	一般的な事務作業	300ルクス以上
普通の作業	150ルクス以上	付随的な事務作業	150ルクス以上
粗な作業	70ルクス以上	※ 精密な作業を行うときは、JISZ9110等の基準を参照する。	

2 便所の設備（事務所則第17条、安衛則第628条）

従来どおり男性用と女性用の便所を設け、**独立個室型の便所**（注）を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準（※）に一定数反映させることができます。

男性用大便所の便房：同時に就業する男性労働者60人以内ごとに1個以上

男性用小便所の箇所数：同時に就業する男性労働者30人以内ごとに1個以上

女性用便所の便房の数：同時に就業する女性労働者20人以内ごとに1個以上

少人数（同時に就業する労働者が常時10人以内）の作業場において、建物の構造の理由等のやむを得ない場合は、独立個室型の便所で足りるものとししました。ただし、既存の男女別便所の廃止などはできません。従来の設備基準を満たす便所を設けている場合、変更の必要はありません

【注】独立個室型の便所：男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所。

3 救急用具の内容（安衛則第634条を削除）

作業場に備える救急用具や材料について、その具体的な品目の規定を削除しました。今後は産業医の意見や衛生委員会の調査審議等で、具体的な品目を決定することになります。

4 その他

シャワー設備等	設ける場合は性別を問わず安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。
休憩の設備	事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。
休養室・休養所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時利用が可能となるよう機能を確保する。 ・ 入口、通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。
作業環境測定【事務所のみ】	一酸化炭素、二酸化炭素の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示した。

13 改正石綿障害予防規則の強化ポイント

ポイント① 工事前に石綿の有無を調べる事前調査について

- ◆ 建築物の解体・改修・リフォームなどの工事対象となる全ての材料について、石綿の有無を設計図書等の文書と目視で調査するとともに、その調査結果の記録を3年間保存することが義務づけられています。(2021.4~)
- ◆ 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等が行うことが義務づけられます。(2023.10~)

ポイント② 工事開始前の労働基準監督署への届出について

- ◆ 吹付石綿に加え石綿が含まれる保温材などの除去等の工事は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務づけられています。(2021.4~)
- ◆ 一定規模(面積80平米以上又は請負金額100万円以上)以上の建築物や特定の工作物、船舶(総トン数が20トン以上の銅船)の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システムで届け出ることが義務づけられています。(2022.4~)

ポイント③ 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事について

- ◆ 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務づけられています。(2021.4~)

ポイント④ 石綿含有成形板等・仕上塗材の除去工事について

- ◆ 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務づけられています。(2020.10~)
- ◆ 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務となります。(2020.10~)
- ◆ 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務づけられています。(2021.4~)

ポイント⑤ 写真等による作業の実施状況の記録について

- ◆ 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務づけられています。(2021.4~)

「石綿障害予防規則」が改正され、 今まで以上に石綿対策が強化されます。

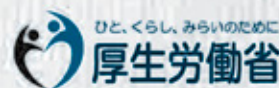
「石綿障害予防規則」の改正にともない、石綿に関する規制の内容をできるだけ多くの方々に周知するため、新たに石綿障害予防に関するポータルサイトを開設しました。

適切な石綿対策に役立つ情報や石綿関係法令のさまざまな情報を今後も掲載しますので、ぜひご覧ください。

改正内容の詳細については
こちらのQRコードから
専用ホームページを
ご覧ください。



www.ishiwata.mhlw.go.jp



14 治療と仕事の両立支援のためのガイドライン概要

あなたの職場でも、両立支援に取り組んでみませんか？

背景

治療と仕事の両立支援が、ますます身近な課題に

- 治療技術の進歩等により、がん等の「不治の病」も「長く付き合う病気」に変化
【例】 がん5年相対生存率が向上（H5～8年53.2% → H18～20年62.1%、乳がんなどは90%に達する）
- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
【例】 仕事をもちながら、がんで通院している労働者が多数（平成22年32.5万人）
- 現状、疾病を理由に離職してしまう、または仕事のために治療を断念するケースも
【例】 糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」が最多の24%
- 治療と仕事の両立支援の対応の仕方に悩む事業場が少なくない
【例】 従業員が私傷病（業務に関係しないケガや病気）になった際、90%の企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮

➡ 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」をご活用ください。

両立支援を行うための環境整備

日頃から支援体制の準備を

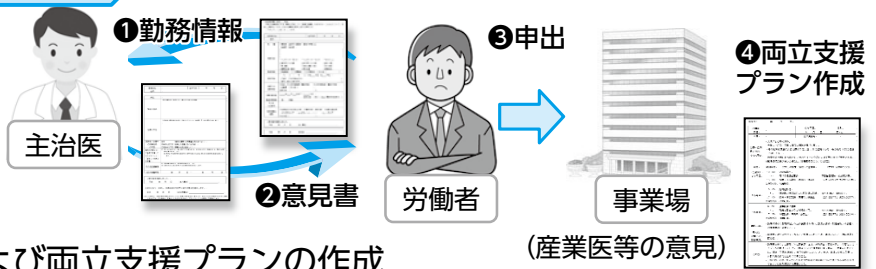
- 衛生委員会等で調査審議の上、事業者による基本方針の表明、事業場内ルールを作成・周知
- 研修等による、労働者・管理職に対する意識啓発
- 相談窓口等の明確化
- 両立支援に活用できる休暇・勤務制度の検討・導入 など



個別の両立支援の進め方

産保センターの支援も活用できます

- ① 主治医に勤務情報を提供
- ② 就業継続の可否等の意見
- ③ 労働者が事業者へ申出
- ④ 就業上の措置等の決定および両立支援プランの作成



京都産業保健総合支援センターの支援を活用しましょう

京都産業保健総合支援センター（産保センター、電話075-212-2600）において、治療と仕事の両立支援のための **両立支援促進員** を配置し、以下のような支援を行っています。

- 事業者等に対する啓発セミナー
- 両立支援に取り組む事業場への個別訪問指導
- 患者（労働者）と事業者の間の個別調整支援、両立支援プランの作成等
- 産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修
- 関係者からの相談対応
- 好事例の収集、情報提供
- 主治医、医療従事者に対する専門的研修

労働者用

「治療を受けながら働き続けることに不安を持っていませんか？」

治療と仕事の両立に向けて、オール京都で応援します。
 (両立支援の検討は、労働者の申出から始まります)

病気の治療を受けながら仕事をしている方は、労働人口の3人に1人と多数を占めています。長期の治療が必要と診断されても、

- ・ 治療技術の進歩により「不治の病」は「長く付き合う病気」に！
- ・ 仕事をしながら治療を続けることが可能な時代に！

なりましたが、病気を理由に仕事を辞めてしまう方が、例えばがんの場合約34%もいます。
仕事を辞めるかどうか一人で悩んで離職してしまう前に、まず相談してみませんか？

がん、脳卒中、心臓疾患、糖尿病、肝疾患、高次脳機能障害、難病、若年性認知症など、疾患を抱える方の治療と仕事のサポートを行っています。



患者さんの声 (胃がん)
 復職の際、毎日の食事を6回に分けて取らなければならないことを心配していましたが、休憩時間を分けて取得させてもらうことができました。

患者さんの声 (脳血管疾患)
 治療やリハビリのために1年半休職しました。復職の際は、1日数時間の勤務から始め、数週間後には半日勤務と徐々に勤務時間を長くしてもらうことができました。

患者さんの声 (糖尿病)
 要治療と診断された頃、仕事が忙しく、自覚症状もなかったので通院していなかったのですが、産業医に相談したところ定期的な通院を指示され、職場の配慮で通院が可能となりました。

京都府地域両立支援推進チーム

両立支援の取組の連携を図り、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備することを目的として、京都府内の両立支援を推進する関係者（国・京都府・京都市・医療機関・関係団体等）で構成するチームです。
 (事務局：厚生労働省 京都労働局労働基準部 健康安全課)

(R1.9)

治療と仕事の両立支援 京都府内の相談先一覧

職場の休暇制度等、労働条件を整備したい

※ 平日：月～金曜日
※ 年末年始・祝祭日を除く

名称	所在地	電話	【利用日・時間】※
京都労働局総合労働相談コーナー	京都市中京区金吹町451	075-241-3221	平日 8時半～17時15分
京都府労働相談所	京都市南区新町通九条下 京都テルサ内	0120-786-604 075-661-3253	月～土 9時～13時 14時～21時（土曜は17時）
京都府社会保険労務士会	京都市上京区弁財天町332	075-417-1881	（予約制） 水曜 10時～16時

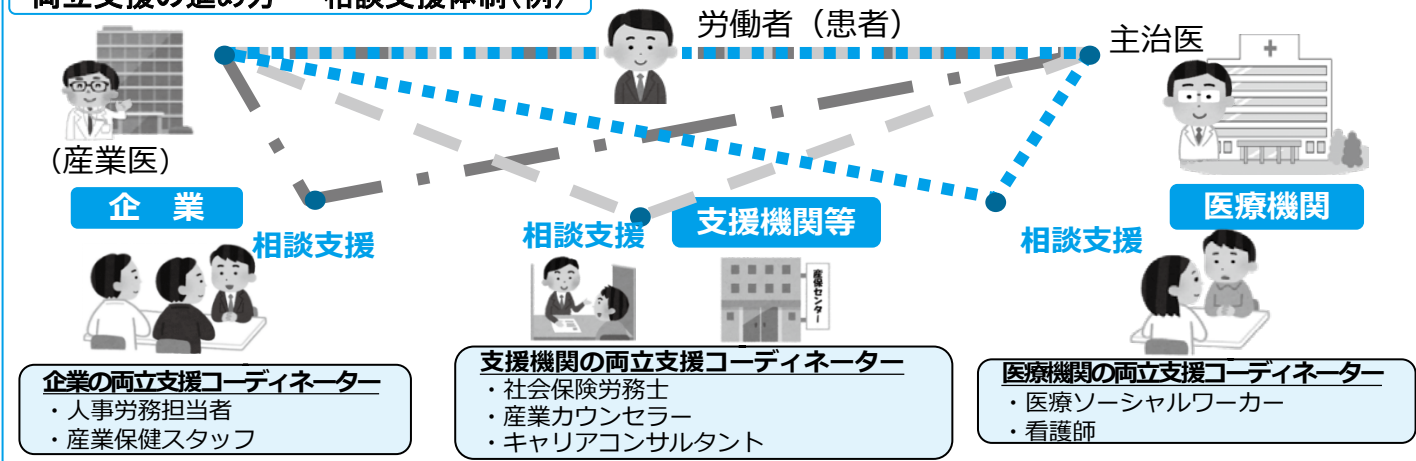
労働者が働き続けながら治療を続けられる制度を導入したい

名称	所在地	電話	【利用日・時間】※
（両立支援・助成金についての相談） 京都産業保健総合支援センター	京都市中京区梅屋町361-1 アーパネックス御池ビル 東館5階	075-212-2600	（予約受付） 平日 9時～16時
（助成金についての相談） 独立行政法人労働者健康安全機構 ※労働者健康安全機構のホームページで「産業保健関係助成金」をご確認ください。		（ナビダイヤル） 0570-783046	平日 9時～12時 13時～18時

治療と仕事の両立支援助成金

	環境整備コース	制度活用コース
助成対象	事業者が、両立支援環境整備計画を作成し計画に基づき新たに両立支援制度の導入を行い、かつ、両立支援コーディネーターを配置した場合に、申請に基づき費用を助成します。	事業者が、両立支援制度活用計画を作成し、計画に基づき両立支援コーディネーターを活用し、両立支援制度を用いた両立支援プランを策定し、実際に適用した場合に、申請に基づき費用を助成します。
助成金額	1企業又は1個人事業主あたり一律20万円。ただし、1企業又は1個人事業主あたり将来にわたり1回限り助成されます。	1企業又は1個人事業主あたり一律20万円。 ・対象労働者が有期契約の場合 ・対象労働者の雇用期間に定めのない場合 それぞれ将来にわたり1回限り助成されます。 （20万円＋20万円…最大40万円）

両立支援の進め方…相談支援体制(例)



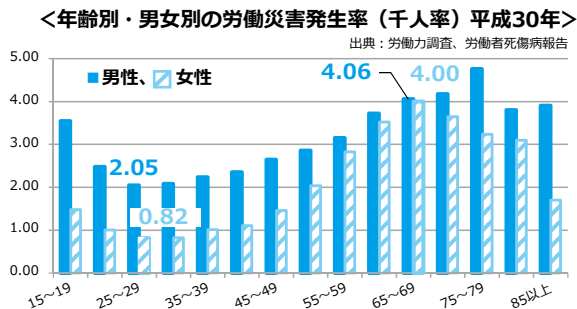
15 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要（エイジフレンドリーガイドライン）

このガイドラインは、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高齢労働者の健康づくりを推進するために、高齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです*。

* 請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。（平成30年は26.1%）
- 労働者千人当たりの労働災害件数（千人率）では、男女ともに若年層に比べ高年層で相対的に高い。（25～29歳と比べ65～69歳では男性2.0倍、女性4.9倍）



➡ 高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要

*経済財政運営と改革の基本方針（令和元年6月閣議決定）において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれている。

求められる取組

- 事業者** 高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。**
- 労働者** 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

事業者求められる取組

（1～5のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む）

- 1 安全衛生管理体制の確立等
 - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
 - 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 2 職場環境の改善
 - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢労働者の特性を考慮した作業管理
- 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
 - 集団及び個々の高齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 5 安全衛生教育
 - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
 - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練



労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

国・関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業における高齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) エイジフレンドリー補助金等の活用
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用（安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等）
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366 (製造業等関係)
- 03-3453-0464 (建設業関係)
- 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
- 03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
- 03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について
65歳超雇用推進プランナー
高齢者雇用アドバイザーにご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント ● 社会保険労務士
- 中小企業診断士 ● 学識経験者 など



相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

機構HPはこちら



- お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) からご覧いただけます。
- 「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は
[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています



16 産業保健活動総合支援事業のご案内

産業保健活動総合支援事業

独立行政法人 労働者健康安全機構が実施主体となり、地域の医師会などの協力のもと事業を運営します。

労働者のからだと心の一体的な健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談などを一元的に受付けるなど、企業内での産業保健活動への総合的な支援を実現します。

事業の利用は、都道府県に設置している「産業保健総合支援センター」または「地域窓口」にご相談ください。

産業保健総合支援センター

[都道府県ごとに設置]

事業全体を統括。
事業者・産業保健スタッフなどを支援

地域窓口 (地域産業保健センター)

[おおむね監督署管轄区域に設置]

主に、労働者数50人未満の事業場を支援

産業保健活動総合支援事業のサービス内容

京都産業保健総合支援センター

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- 産業保健スタッフへの研修
- メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- 管理監督者向けメンタルヘルス教育(ラインケア)
- 若年労働者向けメンタルヘルス教育(セルフケア)
- ストレスチェック制度の導入に関する支援
- 治療と仕事の両立支援
- 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- 産業保健に関する情報提供

地域窓口 (地域産業保健センター)

労働者数50人未満の事業場を対象に、相談などへの対応を行います。

- 相談対応
 - ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
 - ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
 - ・長時間労働者の医師による面接指導
 - ・高ストレス者の医師による面接指導
- 個別訪問指導(医師などによる職場巡視など)
- 産業保健に関する情報提供

※労働者50人以上の事業場についても、産業保健総合支援センターのサービス利用の相談などを受け付けます。

詳細は、独立行政法人 労働者健康安全機構京都産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町 361-1 アーバネックス御池ビル東館 5 階

TEL: 075-212-2600 FAX: 075-212-2700

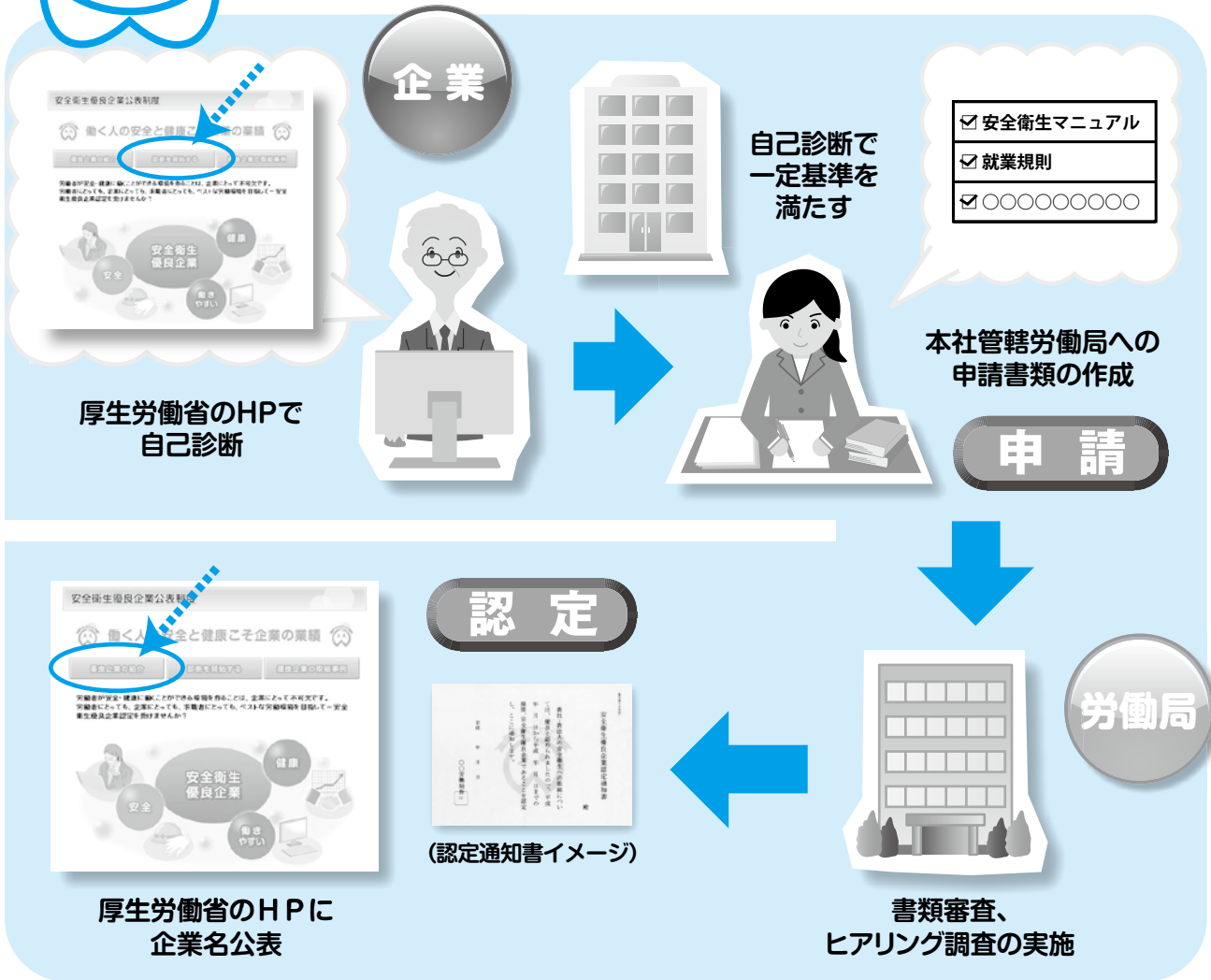
ホームページアドレス: <http://www.kyotos.johas.go.jp>



17 安全衛生優良企業公表制度のあらまし



申請の方法は次のとおりです。
詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。



申請Q&A

Q どんな企業が申請できるのですか？

A 労働者を雇用するすべての企業・法人が対象になり、どんな業種でも申請いただけます。

Q 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか？

A 企業単位での申請となります。認定を受けるには、全ての事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の認定基準を達成していることが必要です。

Q 認定期間は何年ですか？

A 3年間です。3年経過した後は、再度申請が必要になります。



Q 自己診断の際に、評価項目を満たしているかどうかの判断はどのように行ったらよいですか？

A ホームページに掲載した各評価項目に、取組事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていなければ項目を満たしていない、というものではありません。

Q 認定を受けた後に、要件を満たせない評価項目が発生した場合には、どうすればよいですか？

A 何らかの事情により満たせない評価項目が発生し、認定基準を満たさなくなった場合には、認定証を返納していただく必要がありますので、認定を受けた労働局までご相談ください。

18 STOP! 転倒災害

! 3つの転倒予防



転倒による労働災害は最も多く、全体の約25%
転倒によるケガの約6割が休業1か月以上のケガです!!

1 作業場所の整理整頓



2 作業場所の清掃



3 毎日の運動



▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



厚生労働省では「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック!



19 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

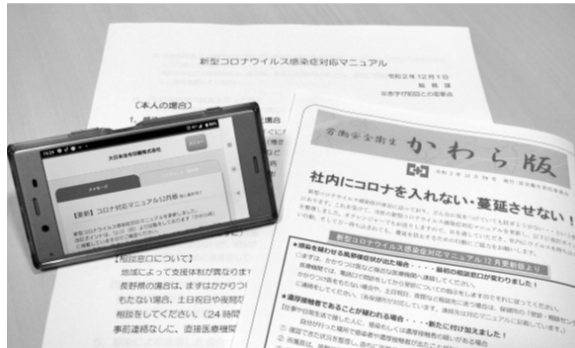


職場における感染防止対策の実践例



○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の
対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
[手順]

 - ① 感染リスクのある社員の自宅待機
 - ② 濃厚接触者の把握
 - ③ 消毒
 - ④ 関係先への通知など

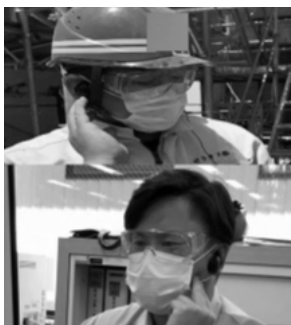
サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

○ 密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- ▶ 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- ▶ 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

感染症防止 5

- ・ 手洗い うがい 確実に！
- ・ 十分とろう 睡眠は！
- ・ 毎朝検温 忘れずに！
- ・ 人混み避けよう！マスクせよ！
- ・ 必ず換気 休憩所！

Phòng chống nhiễm khuẩn 5 (Coronavirus)

- ・ Rửa tay súc miệng chắc chắn!
- ・ Có đủ giấc ngủ!
- ・ Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
- ・ Hãy tránh đám đông! Đứng trên một mặt nạ!
- ・ Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- ▶ 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施していただくことが大切です。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい/いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい/いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい/いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい/いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい/いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい/いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCCA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい/いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい/いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい/いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい/いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。	はい/いいえ



20 STOP！熱中症

令和4年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —



職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**600人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！








労働災害防止キャラクター チューイーカンガ

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/> WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。 
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 
<input type="checkbox"/> 設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。 また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
<input type="checkbox"/> 服装などの検討	通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。 
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。 
<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。 
<input type="checkbox"/> 発症時・緊急時の措置の確認と周知	体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

□ WBGT値の把握

JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

□ WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
□ 通気性の良い服装等		
□ 作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
□ 暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
□ 水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
□ プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
□ 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
□ 日常の健康管理など	前日はお酒を飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかりと取るようにしましょう。熱中症の具体的症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。	
□ 作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

□ WBGT値の 低減対策 は実施されているか
□ WBGT値に応じた 作業計画 となっているか
□ 各作業者の 体調 や 暑熱順化の状況 に問題はないか
□ 各作業者は 水分 や 塩分 をきちんと取っているか
□ 作業の 中止 や 中断 をさせなくてよいか



□ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・ いったん作業を離れ、休憩する
- ・ 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・ 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、**作業の中断**、**短縮**、**休憩時間の確保**を徹底しまししょう。
- **水分**、**塩分**を積極的に取りましよう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましよう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- **休憩中の状態の変化**にも注意し、少しでも異常を認めたときは、**ためらうことなく病院に搬送**しまししょう。

